

政令第二百七十五号

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の三第二号中「有限責任中間法人」を「公益社団法人以外の一般社団法人及び公益財団法人以外の一般財団法人」に改める。

第十五条の六第十一号を次のように改める。

十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）

第十五条の六中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）

第十八条の四の二の見出しを「(認定金融商品取引業協会の認定の申請)」に改める。

第三十八条第五項第三号中「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部改正)

第二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令(昭和五十二年政令第三百十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の項中「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める。

(金融庁組織令の一部改正)

第三条 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号レ及び第二十三条第一項第一号ニ中「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

（金融商品取引法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令（次項において「新金融商品取引法施行令」という。）第一条の三の三第二号に規定する一般社団法人及び一般財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人並びに整備法第四十二条第一項に規定する特例社団法人及び特例財団法人を含まないものとする。

2 整備法第一条の規定による廃止前の中間法人法（平成十三年法律第四十九号。以下「旧中間法人法」という。）の規定（整備法第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧中間法人法の規定を含む。）に違反して罰金の刑に処せられた者については、新金融商品取引法施行令第十五条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行による証券取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、金融商品取引法施行令等の関係政令における規定について、「公益法人金融商品取引業協会」という文言を「認定金融商品取引業協会」という文言に改める等、所要の整備を行う必要があるからである。